

郵政民営化基本方針への意見

社団法人 経済同友会
代表幹事 北城 恪太郎
郵政公社民営化委員会
委員長 岩沙 弘道

この程示された「郵政民営化の基本方針（素案）」においては、最終的な民営化の姿が見えつつあるものの、さまざまな意見がある中で結論を持ち越した点も少なくない。引き続き、基本方針の取りまとめに向けて残された課題、特に次の諸点について、小泉総理がリーダーシップを発揮され、官から民への資金シフトによる経済活性化等、郵政民営化の意義に沿う改革が実現されるよう要望する。

1. 2007年4月の民営化時点から、純粋持株会社の下に、4機能がそれぞれ分離・独立した組織形態とすること。

- 4機能一体の組織のまま100%政府出資の特殊会社としてスタートすることは、事業毎の損益の明確化と事業間のリスク遮断の徹底、民間とのイコールフットィングの確保といった観点から認められない。
- 同様の観点から、窓口ネットワーク会社が持株会社を兼ねる形態ではなく、4機能を分離・独立した株式会社として、純粋持株会社の下に置くべきである。
- システム構築に時間がかかるとの意見もあるが、2年半以上の準備期間もあり、民間企業の経験からみれば、民営化までにシステム構築を完了することは十分に可能である。

2. 郵貯・簡保の各会社は、5年以内のできるだけ早い時期に持株会社から切り離し、完全な民有・民営とすること。また、それまでの間は郵貯・簡保の限度額設定を継続すること。

- 郵貯・簡保会社に政府出資が残る間は、国民にデファクトな政府保証があるとの印象を残し、民間とのイコールフットィングが明確にはならない。
- まして預入限度額が撤廃されれば、肥大化する懸念さえ拭えず、資金の流れを民間の市場経済に移すという民営化の意義は実現できない。

3. 各新会社については、2007年4月発足の遅くとも1年から1年半前までには経営陣人事を決定するとともに、委員会等設置会社として社外取締役に大きな役割を求めるコーポレートガバナンス体制を確立すること。

- 各新会社の経営準備にあたっては、新経営陣も参加したうえ、十分な検討とそのための期間が必要である。
- 各新会社の経営にあたっては、新たな国民負担が生じないように、経営の効率性や透明性をチェックし、十分なリスク管理が可能となるコーポレートガバナンスの確立が必要である。

4. **経営の自由度拡大は、民間との公正な競争のもとに進められるべきであり、その是非については、民営化の進捗状況を点検する監視組織等を活用し、公正かつ透明な判断がなされること。**
 - 経営の自由度拡大については、不当な民業圧迫を行わず、民間とのイコールフットイング確保とのバランスをとることが重要である。
また新会社にとっても経営の自由度拡大は不可欠であり、そのためにも早急なイコールフットイングの実現が必要となる。
5. **郵便会社に法的なユニバーサルサービス義務を課す必要性は理解できるが、そのための優遇措置は必要最小限の範囲で行われること。**
 - 基本的には特段の優遇措置は必要でないと考えるが、仮に郵便会社も含めていかなる事業者もユニバーサルサービスの維持ができない状況が生じた場合に限り、その維持に要するコストを明確化したうえ、限定的に行われるべきである。
6. **郵貯・簡保の各会社にはユニバーサルサービス義務を課さず、各会社の経営判断を尊重すること。**
 - 郵貯・簡保については、既に民間金融機関がほとんどの地域をカバーしており、新会社にユニバーサルサービス義務を課す必要性はない。
 - 法的義務は課さなくとも、新会社の定款など別の形で義務を明文化する議論もあるが、新会社の経営の自由度を制約することになり、行うべきではない。
7. **政府保証が付された旧勘定については、新勘定と分離し、安全・確実な運用がなされること。**
8. **新会社の社員は、民営化とともに非公務員とすること。**

以 上